

○柔道整復師の施術料金の算定方法

(最終改正 令和6年5月29日 保発0529第4号)

(初検、往療及び再検の初検料及び備考1の電療料に係る改正は令和6年6月1日以降の施術分から、備考4及び備考9に係る改正は令和6年10月1日以降の施術分から適用)

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準

初検、往療及び再検	
1. 初 検 料	1,550 円
2. 初検時相談支援料	100 円
3. 往 療 料	2,300 円
4. 再 検 料	410 円

1. 当該施術所が表示する施術時間以外の時間（休日を除く。）又は休日において初検を行った場合は、それぞれ所定金額に540円又は1,560円を加算する。ただし、午後10時から午前6時までの間にあっての加算金額は3,120円とする。
2. 初検時相談支援料は、初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載した場合に算定する。
3. 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。
4. 夜間、難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については、所定金額（注3.による金額を含む。）のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。
5. 2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。
6. 再検料の算定は、初回後療日に限る。

骨 折	整復料	後療料
1. 鎮 骨	5,500 円	
2. 肋 骨	5,500 円	
3. 上 腕 骨	11,800 円	
4. 前 腕 骨	11,800 円	
5. 大 腿 骨	11,800 円	
6. 下 腿 骨	11,800 円	
7. 手根骨、足根骨	5,500 円	
8. 中手骨、中足骨、指(手・足)骨	5,500 円	

注 1. 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。

2. 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は1,090円とする。

不全骨折	固定料	後療料
1. 鎖骨、胸骨、肋骨	4,100円	
2. 骨盤	9,500円	
3. 上腕骨、前腕骨	7,300円	
4. 大腿骨	9,500円	720円
5. 下腿骨	7,300円	
6. 膝蓋骨	7,300円	
7. 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨	3,900円	

注 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は960円とする。

脱臼	整復料	後療料
1. 頸関節	2,600円	
2. 肩関節	8,200円	
3. 肘関節	3,900円	720円
4. 股関節	9,300円	
5. 膝関節	3,900円	
6. 手関節、足関節、指(手・足)関節	3,900円	

注 脱臼の際、不全骨折を伴った場合は、脱臼の部に準ずる。

打撲及び捻挫	施療料	後療料
1. 打撲	760円	
2. 捻挫	760円	505円

注 1. 不全脱臼は、捻挫の部に準ずる。

2. 施術料は、次に掲げる部位を単位として算定する。

(打撲の部分)

頭部、顔面部、頸部、胸部、背部(肩部を含む)、上腕部、肘部、前腕部、手根・中手部、指部、腰殿部、大腿部、膝部、下腿部、足根・中足部、趾部
(捻挫の部分)

頸部、肩関節、肘関節、手関節、中手指・指関節、腰部、股関節、膝関節、足関節、中足趾・趾関節

- 備考1．後療において強直緩解等のため、温罨法を併施した場合又は施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合の電療料として、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して7日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して5日間を除き、1回につきそれぞれ75円又は33円を加算する。
- 2．冷罨法を併施した場合（骨折又は不全骨折の場合にあっては、その受傷の日から起算して7日間に限り、脱臼の場合にあっては、その受傷の日から起算して5日間に限り、打撲又は捻挫の場合にあっては、受傷の日又はその翌日の初検の日に限るものとする。）は、1回につき85円を加算する。
- 3．施術部位が3部位以上の場合は、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について3部位目は所定料金の100分の60に相当する額により算定する。なお、4部位目以降に係る費用については、3部位目までの料金に含まれる。
- 4．初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の100分の75に相当する額により算定する。
ただし、初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）以降の連続する5か月以上の期間において1月につき10回以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）を行っていた場合は、当該連続する5か月の翌月以降に行う施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について、所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の100分の50に相当する額により算定する。この場合において、所定料金の100分の50に相当する額と、所定料金の100分の75に相当する額との差額の範囲内に限り、所定料金の100分の50に相当する額により算定した額を超える金額の支払いを患者から受けることができる。
- 5．初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超えて、継続して3部位以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを含む。）を行った場合は、備考3.及び備考4.による方法に代えて、あらかじめ地方厚生（支）局長及び都道府県知事に届け出た施術所において施術を行う柔道整復師に限り、施術部位数に関係なく、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料として、1回につき1,200円を算定する。この場合において、当該施術に要する費用の範囲内に限り、前記料金を超える金額の支払いを患者から受けることができる。
- 6．骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に当たり、特に施療上金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子（以下「金属副子等」という。）を必要とし、これを使用し

た場合は、整復料又は固定料に 1,000 円を加算する。

なお、金属副子等の交換が必要となった場合は、2 回まで後療料に 1,000 円を加算できることとする。

7. 骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に柔道整復運動後療料として算定できる。

(1) 負傷の日から 15 日間を除き、1 週間に 1 回程度、1 ヶ月（歴月）に 5 回を限度とし、後療時に算定できる。

(2) 当該負傷の日が月の 15 日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の 16 日以降に後療が行われない場合には、当該月について 2 回を限度に算定できる。

(3) 部位、回数に関係なく 1 日 320 円とし、20 分程度、柔道整復の一環としての運動による後療を実施した場合に算定できる。

8. 骨折、不全骨折又は脱臼に係る応急施術を行った後に、保険医療機関に対して施術の状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合は、施術情報提供料として 1,000 円を算定する。

9. 患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書を無償で患者に交付した場合は、令和 6 年 10 月 1 日以降の施術分から、明細書発行体制加算として、月 1 回に限り、10 円を算定する。